

手 数 料 表
(一般登録型の例示)

サービス種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>5%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【返戻金制度】

紹介手数料の発生後、被採用者の自己都合退職、又は就業規則で規定する懲戒解雇となった場合、下記制度に基づき返金致します。

- ① 入社後 1 カ月以内に雇用契約が終了した場合・・・50%
- ② 入社後 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合・・・10%

上記以外の退職(被採用者の責によらない退職、被採用者の疾病・負傷・脂肪・分娩、天災事変等の不測の事態、その他被採用者・当協会の免責が妥当とされる事由)の場合、返戻金制度は適応されません。

許可番号 4 4 - ユ - 3 0 0 1 6 0

事業所の名称 愛ライフ

事業所の所在地 佐賀市神野東 2 丁目 7 番地 2